

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び インターネット附随サービス業 調査票記入注意



政府統計

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の
目的以外に使用されることはありません

平成25年7月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票の項目で灰色で塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はありません。
- ご記入いただきました調査票は、原則として「統計調査員」が回収に伺いますが、郵送により提出をお願いする場合がございます。その場合は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。
なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、「調査票の記載例」の裏面を記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は黒のボールペンではっきりと、数字は算用数字で記入してください。
- (2) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (3) 割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「***」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (4) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票には「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

II. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、

- ・日本標準産業分類小分類391－ソフトウェア業
- ・ 同 小分類392－情報処理・提供サービス業
- ・ 同 小分類401－インターネット附随サービス業

のいずれかに格付けされる事業所であって、かつ、以下の業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所が調査の対象となります。

例:

- ・システムインテグレーション、パッケージ、組み込みソフトウェアの開発 → ソフトウェア業
- ・ホームページの制作・SEO対策を行う事業所 → ソフトウェア業
- ・情報処理、システム管理、ネットワーク構築を請け負う → 情報処理・提供サービス業

- ・ASPやSaaSを提供 → 情報処理・提供サービス業又はインターネット附随サービス業
- ・ポータルサイト、インターネット・オークションの運営 → インターネット附随サービス業
- ・ゲーム・動画等のコンテンツ提供 → インターネット附随サービス業
- ・電子認証・セキュリティサービスの提供 → インターネット附随サービス業

各業種の解説及び具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 「ソフトウェア業」

- ① 電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス(システムインテグレーションを含む。)
- ② 電子計算機のパッケージプログラム(※)の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス(※)「パッケージプログラム」とは、プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等に最初から組み込まれて(インストールされて)出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなど
- ③ インターネット・ホームページの制作

◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所はソフトウェア業調査の対象となりません。

- ① その他の電子応用装置製造
- ② 情報を記録した物(ビデオディスクレコード、磁気カード等)の製造 → 情報記録物製造
- ③ ゲーム用カセット製造、ゲーム用光ディスク製造

(2) 「情報処理・提供サービス業」

- ① 電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス(顧客が自ら運転する場合を含む。)
- ② 電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス(データエントリーサービス)
- ③ 各種(不動産情報、気象情報、科学技術情報など)のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベースサービス
- ④ ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス
- ⑤ 市場調査、世論調査などの各種調査サービス
- ⑥ ASP、SaaS(いずれも自社でソフトウェア開発から一貫して行ったものに限る。)

◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は情報処理・提供サービス業調査の対象となりません。

- ① 公認会計士事務所、税理士事務所
- ② ソフトウェアの販売
他の事業所から仕入れたソフトウェア・プロダクトのパッケージ販売のみを行っている事業所
- ③ 社内業務
専ら、自企業のための社内業務のみを行っている事業所(金融機関の計算部門等)
- ④ カスタマサービス業務
顧客や消費者からの問い合わせ、苦情などを電話で受け付ける業務
- ⑤ 新聞、定期刊行物、テレビ等へのニュースの提供 → ニュース供給業
- ⑥ 興信所、観光案内業(ガイド)
- ⑦ 経営コンサルタント業
- ⑧ 機器などの保守業務 → 機械修理業、電気機械器具修理業

(3) 「インターネット附随サービス業」

主としてインターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されない以下の事業を営む事業所が調査の対象となります。

①ポータルサイト・サーバ運營業務

ウェブ情報検索サービス、インターネット・ショッピング・サイト運営、インターネット・オークション・サイト運営などの、インターネットを通じて、情報の提供やサーバ等の機能を利用させるサービスを提供する業務

②アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務

他企業から仕入れたソフトウェアをASPとしてインターネット経由で提供する業務(ソフトウェア開発から手がけている場合は、(2)「情報処理・提供サービス業」の対象となります。)

③サーバホスティング・ハウジング業務

保有するサーバをインターネット回線又は専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバシステムの運用、管理等の業務及びインターネットのためのサーバの賃貸、管理等を行うサーバホスティング・ハウジング業務(ただし、従来型のバッチ処理による計算処理等は、(2)「情報処理・提供サービス業」の対象となります。)

④コンテンツ配信業務

他企業から仕入れた映像、音楽、オンラインゲーム等をインターネットで配信する業務(ただし、不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務は、(2)「情報処理・提供サービス業」の対象となります。)

⑤その他の業務

インターネットを利用する事業等をサポートするサービス業務(課金・決済・回収代行、電子認証サービス、セキュリティサービス等のプラットフォーム事業)

◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所はインターネット附随サービス業調査の対象となりません。

①インターネット通販など、商品を仕入れてインターネットを利用して通信販売を行う業務

→ 卸売業, 小売業

ただし、ダウンロードによるソフトウェア、映像コンテンツ等の販売は、「インターネット附随サービス業」の対象になります。

②インターネット専業銀行 → 普通銀行

③インターネット広告業 → 広告業

④インターネット・ホームページのデザインをする事業所 → デザイン業

⑤ISP(インターネット・サービス・プロバイダ) → その他の固定電気通信業

(参考) 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。あなたの事業所が本社である場合は、この項目を記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額(又は出資金額)」欄を必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</u></p> <table border="1" data-bbox="445 1330 1414 1962"> <tbody> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="448 465 1414 909"> <tr> <td data-bbox="448 465 643 573">1 単独事業所</td> <td data-bbox="643 465 1414 573">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 573 643 790">2 本 社</td> <td data-bbox="643 573 1414 790">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 790 643 909">3 支 社</td> <td data-bbox="643 790 1414 909">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1) 「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成24年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>① <u>上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」、「インターネット附随サービス業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</u></p> <p>② 「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「インターネット附随サービス業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～3頁参照)に基づきますので、該当部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、該当する業務の売上高割合を記入してください。</p>						

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高	<p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分（10～12 頁参照）に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「インターネット附随サービス業務」のうち、売上高が最も多い業務（「主たる業務」といいます（以下同じ。））のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません）。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><ソフトウェア業務></p> <table border="1" data-bbox="454 790 1422 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 790 663 831">業務種類</th> <th data-bbox="663 790 1422 831">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 831 663 1435">受注ソフトウェア開発</td> <td data-bbox="663 831 1422 1435"> <p>○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※) やソフトウェアの保守業務も含めてください。</p> <p>(※) 「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案（コンサルティング）から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス</p> <p>○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。</p> <p>○メールマガジンの企画から制作（プログラム作成を含む。）までを一貫して行っている場合はここに含めてください。</p> <p>○プログラム作成を含むホームページの制作受注、SEO対策はここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1435 663 1615">ソフトウェア・プロダクト</td> <td data-bbox="663 1435 1422 1615"> <p>○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイメージオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。</p> <p>○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1615 663 1715">業務用パッケージ</td> <td data-bbox="663 1615 1422 1715"> <p>○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1715 663 1850">ゲームソフト</td> <td data-bbox="663 1715 1422 1850"> <p>○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものは除く。）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1850 663 1995">コンピュータ等基本ソフト</td> <td data-bbox="663 1850 1422 1995"> <p>○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。家電製品等の組み込みソフトも、こちらに含めてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	受注ソフトウェア開発	<p>○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※) やソフトウェアの保守業務も含めてください。</p> <p>(※) 「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案（コンサルティング）から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス</p> <p>○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。</p> <p>○メールマガジンの企画から制作（プログラム作成を含む。）までを一貫して行っている場合はここに含めてください。</p> <p>○プログラム作成を含むホームページの制作受注、SEO対策はここに含めてください。</p>	ソフトウェア・プロダクト	<p>○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイメージオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。</p> <p>○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。</p>	業務用パッケージ	<p>○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。</p>	ゲームソフト	<p>○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものは除く。）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。</p>	コンピュータ等基本ソフト	<p>○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。家電製品等の組み込みソフトも、こちらに含めてください。</p>
業務種類	内 容 例 示													
受注ソフトウェア開発	<p>○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※) やソフトウェアの保守業務も含めてください。</p> <p>(※) 「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案（コンサルティング）から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス</p> <p>○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。</p> <p>○メールマガジンの企画から制作（プログラム作成を含む。）までを一貫して行っている場合はここに含めてください。</p> <p>○プログラム作成を含むホームページの制作受注、SEO対策はここに含めてください。</p>													
ソフトウェア・プロダクト	<p>○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイメージオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。</p> <p>○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。</p>													
業務用パッケージ	<p>○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。</p>													
ゲームソフト	<p>○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものは除く。）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。</p>													
コンピュータ等基本ソフト	<p>○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。家電製品等の組み込みソフトも、こちらに含めてください。</p>													

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高	<p data-bbox="419 253 802 286"><情報処理・提供サービス業務></p> <table border="1" data-bbox="454 286 1422 1720"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 286 663 331">業務種類</th> <th data-bbox="663 286 1422 331">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 331 663 495">情報処理サービス</td> <td data-bbox="663 331 1422 495">○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うもの。）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ。）など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 495 663 947">システム等管理運営受託</td> <td data-bbox="663 495 1422 947">○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス ○オペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。 ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「その他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ○既成のホームページ更新作業にかかる売上げはここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 947 663 1043">データベースサービス</td> <td data-bbox="663 947 1422 1043">○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1043 663 1144">インターネットによるもの</td> <td data-bbox="663 1043 1422 1144">○インターネット経由でのデータベースの提供業務（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1144 663 1279">その他</td> <td data-bbox="663 1144 1422 1279">○インターネット経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1279 663 1458">各種調査</td> <td data-bbox="663 1279 1422 1458">○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1458 663 1720">その他</td> <td data-bbox="663 1458 1422 1720">○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務 ○ネットワーク構築（LAN・WAN機器の設定を含む。）に係る売上げはここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	情報処理サービス	○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うもの。）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ。）など	システム等管理運営受託	○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス ○オペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。 ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「 その他業務 」の「 サービス業務 」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ○既成のホームページ更新作業にかかる売上げはここに含めてください。	データベースサービス	○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務	インターネットによるもの	○インターネット経由でのデータベースの提供業務（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）	その他	○インターネット経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務等	各種調査	○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「 情報処理サービス 」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務	その他	○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務 ○ネットワーク構築（LAN・WAN機器の設定を含む。）に係る売上げはここに含めてください。
業務種類	内 容 例 示																	
情報処理サービス	○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うもの。）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ。）など																	
システム等管理運営受託	○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス ○オペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。 ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「 その他業務 」の「 サービス業務 」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ○既成のホームページ更新作業にかかる売上げはここに含めてください。																	
データベースサービス	○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務																	
インターネットによるもの	○インターネット経由でのデータベースの提供業務（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）																	
その他	○インターネット経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務等																	
各種調査	○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「 情報処理サービス 」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務																	
その他	○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務 ○ネットワーク構築（LAN・WAN機器の設定を含む。）に係る売上げはここに含めてください。																	

番号	調査事項	記入注意																		
4	年間売上高	<p data-bbox="419 232 834 264"><インターネット附随サービス業務></p> <table border="1" data-bbox="456 264 1422 2033"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 264 663 304">業務種類</th> <th data-bbox="663 264 1422 304">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 304 663 824"> サイト運営業 </td> <td data-bbox="663 304 1422 824"> <p>○一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト（検索サイト、ショッピングサイト等）を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度（アクセス回数）等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務</p> <p>○サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入を得る業務もここに含めます。</p> <p>○音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍、商品等を仕入れて販売サイトを通じて売る通信販売（小売業となります。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 824 663 1196"> コンテンツ配信業務 </td> <td data-bbox="663 824 1422 1196"> <p>○販売コンテンツの制作を行わずに他から仕入れて、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務（「情報処理・提供サービス業」の「データベースサービス」へ記入してください。） ・販売物が物品である場合（小売業となります。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1196 663 1451"> ASP業務（ソフトウェア開発を除く） </td> <td data-bbox="663 1196 1422 1451"> <p>○他の会社から仕入れたアプリケーションソフトを、ネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収する業務</p> <p>※ただし、以下の業務は「情報処理・提供サービス業」の「情報処理サービス」へ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア開発から手がけたASP </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1451 663 1592"> セキュリティサービス業務 </td> <td data-bbox="663 1451 1422 1592"> <p>○セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービス</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1592 663 1688"> サーバハウジング業務 </td> <td data-bbox="663 1592 1422 1688"> <p>○顧客側が用意したサーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1688 663 1830"> サーバホスティング業務 </td> <td data-bbox="663 1688 1422 1830"> <p>○あなたの会社が用意したサーバ等の一部又は全部をインターネットを通じて賃貸すること及び当該サーバの管理等を行う業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1830 663 1926"> 電子認証業務 </td> <td data-bbox="663 1830 1422 1926"> <p>○ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1926 663 2033"> 課金・決済代行業務 </td> <td data-bbox="663 1926 1422 2033"> <p>○ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	サイト運営業	<p>○一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト（検索サイト、ショッピングサイト等）を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度（アクセス回数）等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務</p> <p>○サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入を得る業務もここに含めます。</p> <p>○音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍、商品等を仕入れて販売サイトを通じて売る通信販売（小売業となります。） 	コンテンツ配信業務	<p>○販売コンテンツの制作を行わずに他から仕入れて、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務（「情報処理・提供サービス業」の「データベースサービス」へ記入してください。） ・販売物が物品である場合（小売業となります。） 	ASP業務（ソフトウェア開発を除く）	<p>○他の会社から仕入れたアプリケーションソフトを、ネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収する業務</p> <p>※ただし、以下の業務は「情報処理・提供サービス業」の「情報処理サービス」へ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア開発から手がけたASP 	セキュリティサービス業務	<p>○セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービス</p>	サーバハウジング業務	<p>○顧客側が用意したサーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務</p>	サーバホスティング業務	<p>○あなたの会社が用意したサーバ等の一部又は全部をインターネットを通じて賃貸すること及び当該サーバの管理等を行う業務</p>	電子認証業務	<p>○ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務</p>	課金・決済代行業務	<p>○ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務</p>
業務種類	内容例示																			
サイト運営業	<p>○一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト（検索サイト、ショッピングサイト等）を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度（アクセス回数）等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務</p> <p>○サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入を得る業務もここに含めます。</p> <p>○音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍、商品等を仕入れて販売サイトを通じて売る通信販売（小売業となります。） 																			
コンテンツ配信業務	<p>○販売コンテンツの制作を行わずに他から仕入れて、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務</p> <p>※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務（「情報処理・提供サービス業」の「データベースサービス」へ記入してください。） ・販売物が物品である場合（小売業となります。） 																			
ASP業務（ソフトウェア開発を除く）	<p>○他の会社から仕入れたアプリケーションソフトを、ネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収する業務</p> <p>※ただし、以下の業務は「情報処理・提供サービス業」の「情報処理サービス」へ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア開発から手がけたASP 																			
セキュリティサービス業務	<p>○セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービス</p>																			
サーバハウジング業務	<p>○顧客側が用意したサーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務</p>																			
サーバホスティング業務	<p>○あなたの会社が用意したサーバ等の一部又は全部をインターネットを通じて賃貸すること及び当該サーバの管理等を行う業務</p>																			
電子認証業務	<p>○ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務</p>																			
課金・決済代行業務	<p>○ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務</p>																			

番号	調査事項	記入注意																			
4	年間売上高	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>○インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)「IV 「インターネット附随サービス業務」の年間売上高の収入種類別割合」</p> <p>① この項目は、4 IIで「主たる業務」が「インターネット附随サービス業務」であった場合のみ記入してください。4 IIの「インターネット附随サービス業務」による年間売上高に占める収入種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません）。 なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <p>② 収入種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">法人からの収入</td> <td>○法人から得る収入（個人事業主から得る収入を含む。）</td> </tr> <tr> <td>広告収入 ○インターネット広告掲載の対価として得る収入</td> </tr> <tr> <td>手数料収入 ○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入</td> </tr> <tr> <td>利用料収入 ○サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○法人から得る上記以外の収入</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人からの収入</td> <td>○個人消費者から得る収入</td> </tr> <tr> <td>手数料収入 ○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入</td> </tr> <tr> <td>利用料収入 ○サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入（オークション参加費、有料のゲーム配信など）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○個人から得る上記以外の収入</td> </tr> </tbody> </table> <p>※インターネット附随サービス業の主な業務については、本記入注意の3頁をご覧ください。</p>	業務種類	内容例示	その他	○インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務	収入区分	内容例示	法人からの収入	○法人から得る収入（個人事業主から得る収入を含む。）	広告収入 ○インターネット広告掲載の対価として得る収入	手数料収入 ○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入	利用料収入 ○サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入	その他	○法人から得る上記以外の収入	個人からの収入	○個人消費者から得る収入	手数料収入 ○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入	利用料収入 ○サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入（オークション参加費、有料のゲーム配信など）	その他	○個人から得る上記以外の収入
業務種類	内容例示																				
その他	○インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務																				
収入区分	内容例示																				
法人からの収入	○法人から得る収入（個人事業主から得る収入を含む。）																				
	広告収入 ○インターネット広告掲載の対価として得る収入																				
	手数料収入 ○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入																				
	利用料収入 ○サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入																				
その他	○法人から得る上記以外の収入																				
個人からの収入	○個人消費者から得る収入																				
	手数料収入 ○サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入																				
	利用料収入 ○サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入（オークション参加費、有料のゲーム配信など）																				
その他	○個人から得る上記以外の収入																				

番号	調査事項	記入注意																		
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「I「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合」について</p> <p>契約先（取引相手）の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <p>契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="440 488 1420 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 488 603 524">産業別区分</th> <th data-bbox="603 488 1420 524">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 524 603 680">建設業</td> <td data-bbox="603 524 1420 680">一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 680 603 1003">製造業</td> <td data-bbox="603 680 1420 1003">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1003 603 1106">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="603 1003 1420 1106">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1106 603 1402">情報通信業（同業者（12頁の※参照）を除く）</td> <td data-bbox="603 1106 1420 1402">通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1402 603 1554">運輸業，郵便業</td> <td data-bbox="603 1402 1420 1554">鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1554 603 1729">卸売業，小売業</td> <td data-bbox="603 1554 1420 1729">卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1729 603 1939">金融業，保険業</td> <td data-bbox="603 1729 1420 1939">銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1939 603 2040">不動産業，物品賃貸業</td> <td data-bbox="603 1939 1420 2040">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業 種 例 示	建設業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業（同業者（12頁の※参照）を除く）	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運輸業，郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）	卸売業，小売業	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）	金融業，保険業	銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	不動産業，物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業
産業別区分	業 種 例 示																			
建設業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																			
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業																			
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																			
情報通信業（同業者（12頁の※参照）を除く）	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）																			
運輸業，郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）																			
卸売業，小売業	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）																			
金融業，保険業	銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）																			
不動産業，物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業																			

番号	調査事項	記入注意																					
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 286 603 331">産業別区分</th> <th data-bbox="603 286 1422 331">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 331 603 629">学術研究, 専門・技術サービス業</td> <td data-bbox="603 331 1422 629">学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など）、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 629 603 801">宿泊業, 飲食サービス業</td> <td data-bbox="603 629 1422 801">宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、持ち帰り・配達飲食サービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 801 603 1032">生活関連サービス業, 娯楽業</td> <td data-bbox="603 801 1422 1032">洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1032 603 1182">教育, 学習支援業</td> <td data-bbox="603 1032 1422 1182">学校教育、その他の教育, 学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1182 603 1397">サービス業</td> <td data-bbox="603 1182 1422 1397">廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業など）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1397 603 1451">公務</td> <td data-bbox="603 1397 1422 1451">国家公務及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1451 603 1592">同業者</td> <td data-bbox="603 1451 1422 1592">「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」又は「インターネット附随サービス業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む。）（次頁(※)参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1592 499 2018" rowspan="2">その他</td> <td data-bbox="499 1592 603 1912">その他の産業</td> <td data-bbox="603 1592 1422 1912">農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1912 603 2018">個人</td> <td data-bbox="603 1912 1422 2018">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など）、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、持ち帰り・配達飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など）	教育, 学習支援業	学校教育、その他の教育, 学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など）	サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業など）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）	公務	国家公務及び地方公務	同業者	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」又は「インターネット附随サービス業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む。）（次頁(※)参照)	その他	その他の産業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業別区分	業種例示																						
学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など）、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）																						
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、持ち帰り・配達飲食サービス業																						
生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など）																						
教育, 学習支援業	学校教育、その他の教育, 学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など）																						
サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業など）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）																						
公務	国家公務及び地方公務																						
同業者	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」又は「インターネット附随サービス業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む。）（次頁(※)参照)																						
その他	その他の産業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。																					
	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																					

番号	調査事項	記入注意				
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(※)契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>① あなたの事業所が「ソフトウェア業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」としてください。 契約先が「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業（同業者を除く）」としてください。 <p>② あなたの事業所が「情報処理・提供サービス業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。 契約先が「ソフトウェア業」、「インターネット附随サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業（同業者を除く）」としてください。 <p>③ あなたの事業所が「インターネット附随サービス業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約先が「インターネット附随サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。 契約先が「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業（同業者を除く）」としてください。 <p>④ 契約先が「ソフトウェア業」か「情報処理・提供サービス業」か「インターネット附随サービス業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>⑤ 「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」及び「インターネット附随サービス業」の業務の定義は、本記入注意の「Ⅱ.（１）、（２）及び（３）」（２～３頁参照）に従ってください。</p>				
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>本調査における「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方の金額を消費税額を含めて記入してください。</p> <p>たとえば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合算を記入してください。</p> <p>また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方にある勘定項目は合算して記入してください。【参考資料1】参照</p> <p>① <u>年間営業費用</u>については、<u>あなたの事業所（企業ではありません。）が平成24年1月1日から12月31日までの1年間に要した費用について記入してください。</u></p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合には、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業外費用（支払利息、割引料、為替差損等）は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="440 1630 1422 2007"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 1630 603 1675">費用区分</th> <th data-bbox="603 1630 1422 1675">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 1675 603 2007">給与支給総額</td> <td data-bbox="603 1675 1422 2007"> <p>○平成24年1月1日から12月31日までの1年間に「役員」へ支給した役員報酬・賞与、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」へ支給した給与（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの（所得税、保険料等控除前））及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>○平成24年1月1日から12月31日までの1年間に「役員」へ支給した役員報酬・賞与、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」へ支給した給与（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの（所得税、保険料等控除前））及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>
費用区分	費用例示					
給与支給総額	<p>○平成24年1月1日から12月31日までの1年間に「役員」へ支給した役員報酬・賞与、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」へ支給した給与（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの（所得税、保険料等控除前））及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>					

番号	調査事項	記入注意																							
6	年間営業費用及び年間営業費用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="440 286 1420 1753"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="440 286 603 331">費用区分</th> <th data-bbox="603 286 1420 331">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 331 483 510" rowspan="2">外注費</td> <td data-bbox="483 331 603 510">国内に発注した費用</td> <td data-bbox="603 331 1420 510">○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 510 603 712">国外に発注した費用</td> <td data-bbox="603 510 1420 712">○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="440 712 603 831">減価償却費</td> <td data-bbox="603 712 1420 831">○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、ソフトウェアなどの償却</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="440 831 483 1032" rowspan="3">賃借料</td> <td data-bbox="483 831 603 1032">土地・建物</td> <td data-bbox="603 831 1420 1032">○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1032 536 1312">機械・装置</td> <td data-bbox="536 1032 1420 1312">○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）とその附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1312 536 1469">その他</td> <td data-bbox="536 1312 1420 1469">○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="440 1469 603 1753">その他の営業費用</td> <td data-bbox="603 1469 1420 1753">○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="459 1778 1401 1850">※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は18頁を参照してください。</p>		費用区分		費用例示	外注費	国内に発注した費用	○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	国外に発注した費用	○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、ソフトウェアなどの償却	賃借料		土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）とその附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用		○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など
費用区分		費用例示																							
外注費	国内に発注した費用	○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																							
	国外に発注した費用	○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																							
減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、ソフトウェアなどの償却																							
賃借料		土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																						
		機械・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）とその附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																						
		その他	○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																						
その他の営業費用		○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など																							

番号	調査事項	記入注意																
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成24年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="427 607 1422 1397"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置 情報通信機器</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバなど)とその附属装置などの購入に要した金額</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く。)の購入に要した金額</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額</td> </tr> <tr> <td>産</td> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無形固定資産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した金額 借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権 など</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	有形固定資産	機械・設備・装置 情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバなど)とその附属装置などの購入に要した金額	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く。)の購入に要した金額	土地	○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額	産	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額		無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した金額 借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権 など
資産区分		資産例示																
有形固定資産	機械・設備・装置 情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバなど)とその附属装置などの購入に要した金額																
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く。)の購入に要した金額																
	土地	○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額																
産	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額																
	無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した金額 借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権 など																
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成25年7月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3)「Ⅰ 事業所の従業者数」</p> <p>事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p>																

番号	調査事項	記入注意																
7	従業者数	<p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="440 327 1422 1957"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 327 679 367">雇用形態区分</th> <th data-bbox="679 327 1422 367">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 367 679 846">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="679 367 1422 846"> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。</p> <p>したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 846 679 1182">② 有給役員</td> <td data-bbox="679 846 1422 1182"> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1182 679 1357">常用雇用者</td> <td data-bbox="679 1182 1422 1357"> <p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成25年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1357 679 1496">③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれる人</td> <td data-bbox="679 1357 1422 1496"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1496 679 1671">④ パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="679 1496 1422 1671"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1671 679 1809">※(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="679 1671 1422 1809"> <p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1809 679 1957">⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="679 1809 1422 1957"> <p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。</p> <p>したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成25年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれる人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p>	④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む。)</p>	※(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>	⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>
雇用形態区分	内容例示																	
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。</p> <p>したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																	
② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																	
常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成25年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>																	
③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれる人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p>																	
④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む。)</p>																	
※(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>																	
⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>																	

番号	調査事項	記入注意								
7	従業者数	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="440 286 1420 808"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 286 678 327">雇用形態区分</th> <th data-bbox="678 286 1420 327">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 327 678 416"> 総計 (①から⑤の合計) </td> <td data-bbox="678 327 1420 416">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 416 678 595"> 総計(①～⑤の合計)のうち、別経営事業所に派遣している人 </td> <td data-bbox="678 416 1420 595">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 595 678 808"> 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人 </td> <td data-bbox="678 595 1420 808">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。</p> <p>つぎに、事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間の場合は、 $\frac{24 \times 4}{40} = 2.4$ となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p>(4)「Ⅱ 「主たる業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「主たる業務」に携わる事業従事者数(下記(※)参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>(「主たる業務」とは、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「インターネット附随サービス業務」のうち、売上が最も多い業務をいいます。)</p> <p>(※)事業従事者数とは、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p>	雇用形態区分	内容例示	総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示									
総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)									
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人									
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人									

番号	調査事項	記入注意																		
7	従業者数	<p>(注) 以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」 に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="440 405 1406 1467"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 405 663 450">部門区分</th> <th data-bbox="663 405 1406 450">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 450 663 730"> 管理・営業部門 </td> <td data-bbox="663 450 1406 730"> ○一般に、総務、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="440 730 1406 786"> ※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 786 663 887"> 企画部門 </td> <td data-bbox="663 786 1406 887"> ○新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 887 663 1021"> システムエンジニア </td> <td data-bbox="663 887 1406 1021"> ○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1021 663 1122"> プログラマ </td> <td data-bbox="663 1021 1406 1122"> ○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1122 663 1223"> 研究員 </td> <td data-bbox="663 1122 1406 1223"> ○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1223 663 1323"> ユーザーサポート </td> <td data-bbox="663 1223 1406 1323"> ○サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1323 663 1467"> その他 </td> <td data-bbox="663 1323 1406 1467"> ○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人 </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	○一般に、総務、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		企画部門	○新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人	システムエンジニア	○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人	プログラマ	○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人	研究員	○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人	ユーザーサポート	○サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人	その他	○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示																			
管理・営業部門	○一般に、総務、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																			
※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																				
企画部門	○新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人																			
システムエンジニア	○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人																			
プログラマ	○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人																			
研究員	○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人																			
ユーザーサポート	○サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人																			
その他	○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人																			

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係

『ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット附随サービス業調査票の場合』

損益計算書 自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日	特定サービス産業実態調査における 「年間営業費用」項目
I 売上高（営業収入）	
II 売上原価（営業原価）	
・人件費	「給与支給総額」
・外注費	「外注費（国内に発生した費用）」 「外注費（国外に発生した費用）」
・減価償却費	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高） ・消耗品費 など	「その他の営業費用」
III 販売費及び一般管理費	
・販売業務又は一般管理業務に従事する役員・従業員の給料 ・賃金 ・手当（通勤手当を含む。） ・賞与	「給与支給総額」
・外注費	「外注費（国内に発生した費用）」 「外注費（国外に発生した費用）」
・減価償却費	「減価償却費」
・賃借料（パソコン等の情報通信機器賃借料）	「賃借料」の「情報通信機器」
・賃借料（「情報通信機器」、「不動産賃貸料」以外の機械・装置賃借料）	「賃借料」の「その他」
・不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
・福利厚生費 ・販売及び一般管理部門関係の交際費 ・旅費 ・交通費 ・通信費 ・水道光熱費 ・消耗品費 ・租税公課 ・修繕費 ・支払手数料（ロイヤリティを含む。） など	「その他の営業費用」
営業利益×××	

本調査の「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方の金額を消費税額を含めて記入してください。

例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合算を記入してください。

また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方にある勘定項目は合算して記入してください。

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

第二章 公的統計の作成

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めすることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

調査票のご記入に際して不明な点等がある場合は、お手数でも下記のコールセンターまでお問い合わせください。

「特定サービス産業実態調査コールセンター」
電話(フリーダイヤル) 0120-055-060
受付時間 9:00~19:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
開設期間 平成25年5月20日(月)~8月30日(金)